

発達障害の現状と支援法について

1. 現状

- 発達障害は、人口に占める割合は高いにもかかわらず、法制度もなく、制度の谷間になっており、従来の施策では十分な対応がなされていない
- 発達障害に関する専門家は少なく、地域における関係者の連携も不十分で支援体制が整っていない
- 家族は、地域での支援がなく大きな不安を抱えている

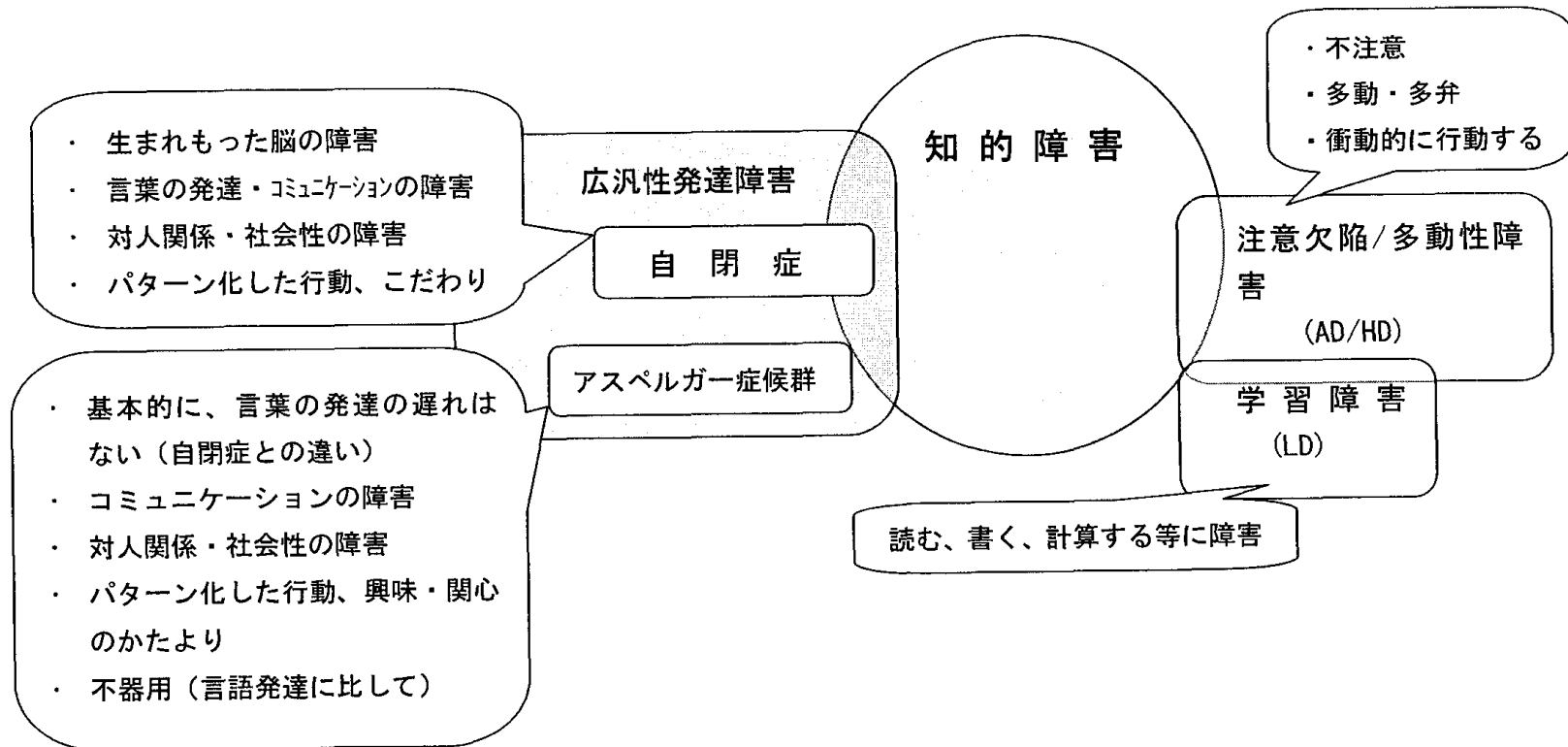
2. 発達障害者支援法のねらい

- 発達障害の定義と法的な位置づけの確立
- 乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進
- 専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
- 子育てに対する国民の不安の軽減

(定義) : 発達障害とは、自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの、通常低年齢で発現する脳機能の障害

発達障害について

発達障害の定義：広汎性発達障害（自閉症等）、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害
これらの発達障害については、小中学校児童・生徒の6%



発達障害者支援法のねらいと概要

I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

II 概要

定義：発達障害＝広汎性発達障害(自閉症等)、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害

乳幼児健診等による
早期発見
就学時検診における
発見

早期の発達支援
専門的発達支援

特別支援教育体制の
推進
小中学校児童生徒の
6%

放課後児童健全育成
事業の利用

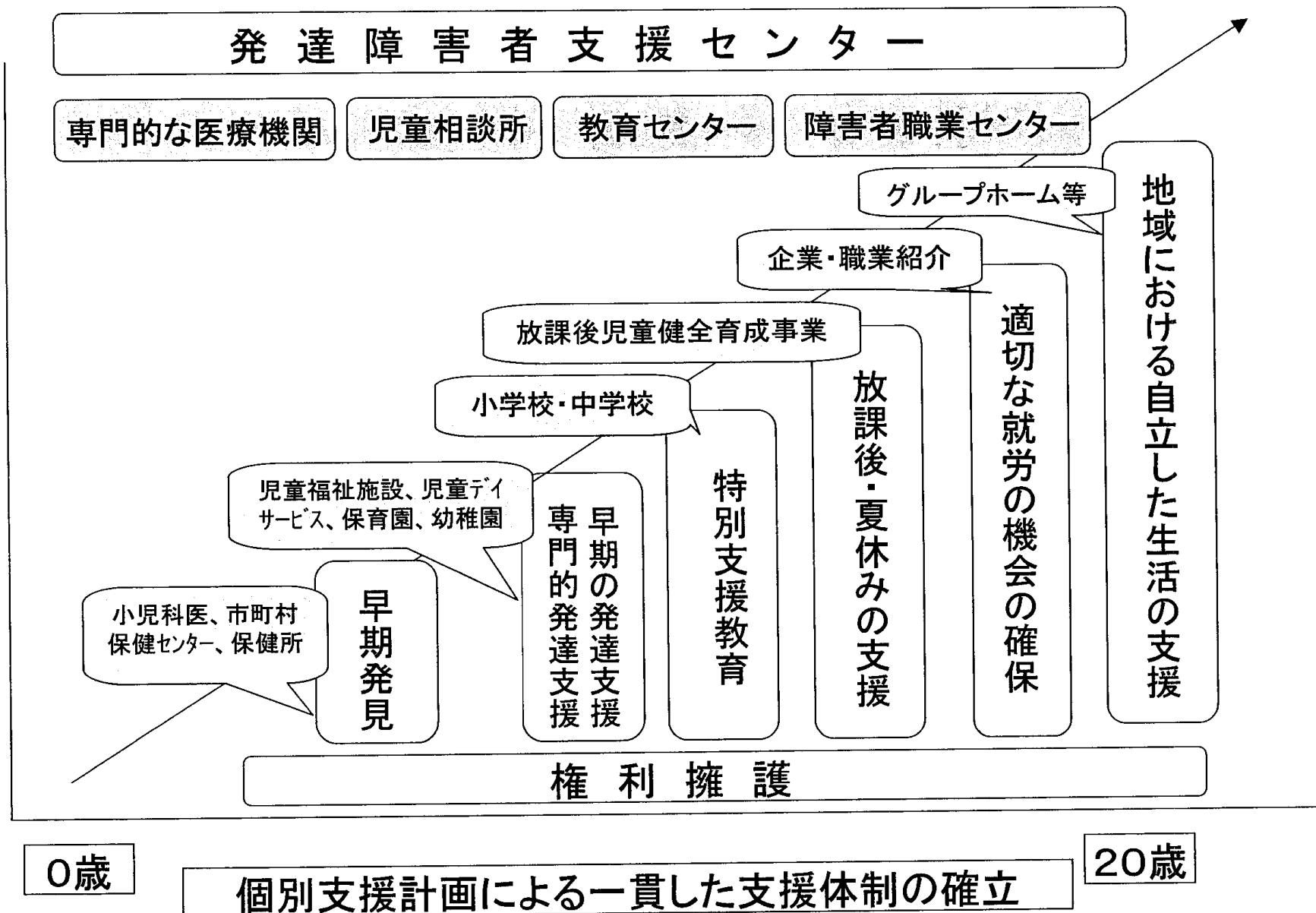
発達障害者の特性に
応じた適切な就労の
機会の確保

発達障害者の権利
擁護
地域における自立し
た生活の支援

発達障害者支援センター 特定医療機関 (都道府県)

専門的知識を有する人材確保 調査研究 (国)

ライフステージにおける発達障害者支援



発達障害者へ支援

行政レベル

実際の支援体制

17' 実施事業

国

国

- ・普及啓発事業 5百万
(他障害と併せて部全体で調整)
- ・指導者養成研修 4百万
(秩父学園等の研修の追加)

都道府県等

発達障害者(自閉症・発達障害)支援センター

教育センター

自閉症・発達障害支援センター(20か所→36か所) 443百万

1

発達障害児者支援連携協議会の設置

支援体制整備検討委員会

広域特別支援連携協議会

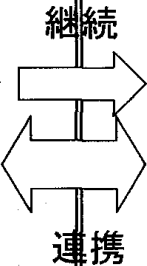
新 発達障害者支援体制整備事業(3年間モデル実施)

2

早期発見、早期発達支援体制の構築

- ・個別の支援計画の作成
- ・連絡調整会議の設置
- ・発達支援コーディネーターの配置等

継続



特別支援教育体制の構築

- ・個別の教育支援計画作成
- ・特別支援連携協議会の設置
- ・特別支援教育コーディネーターの養成等

247百万

(内訳)

- 1 県協議会の設置等 31百万
- 2 圏域モデル的实施 166百万
- 3 施設モデル事業 50百万

3

障害児施設等における地域生活支援のモデル事業実施

圏域

モデル的实施